

周南市美術博物館条例の一部を改正する条例制定について

周南市美術博物館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月21日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市美術博物館条例の一部を改正する条例

周南市美術博物館条例（平成15年周南市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 市民の教育、学術及び文化向上に寄与するため、美術博物館を設置する。

第2条の表以外の部分を次のように改める。

美術博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市美術博物館条例新旧対照表

現行	改正案
<p><u>(設置)</u></p> <p><u>第1条 この条例は、博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定に基づき美術博物館の設置に関し必要な事項を定める。</u></p> <p>(名称及び位置)</p> <p><u>第2条 市民の教育、学術及び文化向上に寄与するため、本市に次のとおり美術博物館を設置する。</u></p>	<p><u>(設置)</u></p> <p><u>第1条 市民の教育、学術及び文化向上に寄与するため、美術博物館を設置する。</u></p> <p>(名称及び位置)</p> <p><u>第2条 美術博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>